

2023 年度秦野市社会人リーグ規定(2023 年 5 月 21 日より)

- 1 条 競技規則：日本サッカー協会の競技規則(2022 年度更新分)による。
- 2 条 試合時間 70 分(35-5-35)：飲水を必須とするが、会場の都合上ランニングタイムとする。
- 3 条 リーグ方法：**2 回戦総当り**
- 4 条 試合成立人数：試合開始 5 分前で **8 名**とする。(成立か否かの最終決定権は主審にある)
- 日程調整の救済措置：試合が成立する 8 名は自チーム登録メンバーであることを前提に、11 名に不足するメンバーを市内の他チームに登録した人が出場できる。(未登録者の場合は、前日までに新規登録が必要)**
- (※交代時間は、アディショナルタイムに含まれない。)**
- 5 条 登録：満 15 歳以上とし、年度内のチーム移籍は認めない。
- 6 条 交代人数：登録選手の全員の交代を認め、**再入場**できる。
- 7 条 メンバー表：承認された指定用紙をコピーして使い試合開始 15 分前迄に相手と管理に提出する。
- 8 条 背番号：メンバー表に記された番号を付ける。
- 9 条 試合中止：雨天は原則実施とするが、中止の場合は試合当日 7:00 に決定する。
- 10 条 警告と退場：警告は累積 3 枚で 1 試合出場停止とし、退場は 1 試合とする。但し、退場の内容により審判委員会が決定した試合数とする。警告の累積：大会等関係なく年間の通算とする。
- 11 条 暴力行為等：暴力行為は 6 ヶ月以上出場停止、侮辱的行為や不正行為も含め実行委員会で処分を決定する。チームに対して罰金が発生する。
- 12 条 罰則規定：①試合や審判を年 3 回キャンセルした場合は以降失格とする。(会費は没収)(必ず事務局に相談)
- ②メンバー表と 2 個の試合球提出は 15 分前とする。(提出は時間厳守)
- ③指定外のメンバー表は、試合は行うが不戦敗とする。
- ④グラウンド準備を怠ったり、試合開始 30 分前に終わらない場合は罰金とする。
- ⑤割当審判を怠るか遅刻(開始 15 分前)の場合は罰金とする。
- ⑥審判員の用具不備や無資格者が行った場合は罰金とする。
- 主審は上下の審判服と黒のソックスを着用し、副審の上着は黒色(審判服でなくても可)とし、パンツとソックスは試合を行っている 2 チームと紛らわしくない色であれば良い。**
- 上記②~⑥の違反はチームに罰金が発生する。
- 13 条 キャンセル規定：① 1 週間前に試合をキャンセルした場合、相手チームと実行委員会に夫々罰金が発生する。
- 但し、練習試合を成立させればチームへの罰金はなしとする。
- 練習試合の成立：他チームに依頼する、或いは自チームと他チームメンバー(市内登録者に限る)も含め **8 名**以上で試合を行う事を指す。
- ② 1 週間で切ったキャンセルは、相手チームと実行委員会に罰金支払いが発生する。
- 当日練習試合が成立した場合は相手チームへの罰金はない。成立内容は①に準ずる。
- ※相手が見つからない場合は事務局へ問い合わせること

③キャンセル時に相手チームが会場準備になっている場合、キャンセルした側が準備する。

④キャンセル時に自チーム及び相手チームが審判になっている場合、キャンセル側が相手チームの分も含め行う。

※上記③④で試合をキャンセルして練習試合の相手があった場合、当初の予定通り、割当てされたチームが行なう。

14 条 リーグの統轄：①このリーグは秦野市サッカー協会が統轄し実行委員会が管理、運営を行う。

②このリーグの諸問題の最高決定機関は、社会人実行委員会とし、メンバーは秦野市サッカー協会より委託された者とする。年に数回の会議を開き円滑なリーグ運営を行う。

③リーグの最高責任者は実行委員長とし運営は事務局が責任を持って統轄する。

④規律委員は実行委員会が兼任し、競技規則上の問題、行動についての処分等を決定する。

15 条 順位決定方法：①勝ち点 ②得失点 ③当該同士の勝敗 ④総得点 ⑤総失点 ⑥勝試合数の順でも決まらない時はコイントス或いは抽選で決定する。

16 条 審判：無資格者は原則として審判は出来ない。主審は日本サッカー協会 4 級以上とする。

やむを得ない場合は、市認定者、無資格者が行うが、無資格者の場合は罰金とする。

市認定者は認定証を携行する事。但し審判をいずれかが行えば、12 条の①は適用しない。

17 条 年度の失格：当年度に失格処分となった場合、原則、次年度の登録を一切認めない。

失格処分(チーム、個人共に)理由によっては、実行委員会で認める場合がある。

よって代表者は必ず理由を申し出て実行委員会に諮る事とする。

18 条 その他：①当日ユニフォームが無くても **8 人**以上なら試合を行う(ビブス等でチーム内同一色)

②キャンセルチームについては罰金が発生する(13 条参照)

③不戦勝は 5-0 とする。練習試合でも審判は予定通り行う

④ユニフォームは主審が許可しない場合は認めない

⑤試合や審判の割当を連絡無く怠った場合、後日実行委員会で厳重な処分を下す。

(失格の場合もあり得るので十分に注意する事)

⑥競技者の用具については別途定める。

⑦その他は 2023 年度申し合わせにより規定される。

秦野市サッカー協会社会人リーグ実行委員会名簿 (実行委員が規律委員兼務)

実行委員長 古屋 忍

実行委員 荒井裕介

HP 担当 古屋 忍

事務局 鈴木孝一郎